

桐原琢磨君

おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

「県政の主役は県民、県民とひびきあう県政」、これは知事の政治信条であり、普遍的政治原理でもあると思います。現行地方自治制度は代表民主制といっても、国のように正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するだけではなく、首長を直接選び、その他さまざまな直接民主制の機能が働くように制度化されていますので、継続性と専門性を確保しつつ民意に敏感に反応することを期待しているものと思います。

そこで、直接民主制の代表格とも言うべき直接請求制度であります。知事はこれまで議会答弁の中でも、直接請求制度は代表民主制を補完するものと言っておられます。昨今の市町村合併の動きの中で、国は合併協議会の設置を求める直接請求に限り、議会が否決しても協議会を設置できるように制度改正する予定と聞いています。これは例外的なもので、署名の定足数も五十分の一のままでは困るでしょうが、こうなると脇役が主役にとってかわるようなものです。今後直接請求制度への期待も高まるものと思いますが、ここで改めて直接請求制度のあり方に対する知事の見解を伺います。

いずれにせよ、県政に県民の生の声を反映させることは大切であり、次期長期計画の策定過程の中でも県民の意見を求めてこられました。直接寄せられた意見の中から計画の骨子等に採用されたものがあれば御紹介ください。

「知事と語るふるさと座談会」等県民が知事に直接物を言える場を設けておられますが、今後時代の変化に応じて県民の生の声を受けとめて、それを県政に生かす新たな取り組みがあればお示しください。

障害者の自動車税については、障害者本人の運転や一定の要件のもとで生計同一者が運転する場合など減免されることになっています。障害の種類・範囲は自治省、厚生省の通知を根拠に明確に定めてありますが、この中で身体障害者の家族等が運転をされる場合に、素朴に考えれば減免されそうな事例がそうならないといった問題点がございます。

私が相談を受けた事例ですが、妻が脳梗塞で倒れ右半身不随になり、身体障害者手帳二級を交付されました。夫が日常の世話をし、病院にも連れていきます。周囲に勧められて自動車税減免の申請に行きましたが、窓口で該当しないと言われ納得がいけない御様子です。なぜこういったことになるのでしょうか。これは身体障害者手帳の等級の決め方と大きな関係があります。この方の手帳には脳梗塞による右上下肢の機能の著しい障害とあります。すなわちこの方の場合は、上肢、下肢、つまり右手、右足を別々に級を決めます。どちらも機能の著しい障害ですが、一上肢の場合三級、一下肢の場合四級で、手帳を二冊交付はできないので、指数に換算しまして三級が七点、四級が四点、合わせて十一點、これは二級に相当しますので、この方の障害等級は二級ということになります。

ところが、自動車税減免の基準は合算前のそれぞれの障害等級で判断しますので、この場合障害者本人の運転はともかく、生計同一者が運転する場合は、上肢は二級の一部まで、下肢は三級の一部までです。減免に該当しないのであります。決まりといえばそれまでですけれども、どうも実態に即していないような気がします。同じような事例で相談・苦情は多く、私自身役場職員時代に住民の方に説明するのに苦労したものでございます。自動車税減免に関する税務課への相談でもこの件が一番多いと聞いております。

このように上肢、下肢といった二つ以上の障害については、単一の障害ごとに減免に該当しなくても、認定された級より一級重度の級にあるとみなして減免の対象とするなど、制度の改善をすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

九州新幹線鹿児島ルート新八代 西鹿児島間開通に伴う並行在来線第三セクター化については、六月議会でもお伺いしましたが、その後、当初、県と三市二町でスタートした対策協議会も、串木野市から鹿児島市までの六市町が参加し、設立の時期も去る八日の答弁で新幹線開業二年前までにはとっておられます。私どもが視察しました「しなの鉄道」も一年半前の設立ですので、県にはかなり頑張っているなと感じております。そこで引き続き在来線を走ることになるであろうJR貨物の取り扱いはどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、この路線は現在でも七五%の通学客が利用し、地域住民の生活と密着した大きな使命を有しています。並行在来線として健全に存続させるためにも沿線地域の活性化が重要ですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

[知事須賀龍郎君登壇]

知事（須賀龍郎君）

去る十月二十五日に第二十六次地方制度調査会から、「市町村合併については、まさに地方公共団体の存立そのものにかかわる重要な問題であること、地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である」との答申はなされておるところであります。ただ、今回答申がなされました住民投票制度の導入は、あくまでもこれは市町村合併の場合に限定したものでございまして、一般的な住民投票の制度化につきましては、答申の中におきましても「住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方など、種々の検討すべき論点があり、今後とも引き続き検討する必要がある」と指摘をされているところであります。

今後地方分権のさらなる進展によりまして、地方行政に対します住民の関心がさらに高まるものと考えておりますが、いずれにいたしましても、住民投票などの直接民主制度はあくまでも代表民主制を補完する制度として、議会の果たすべき役割とその重要性などを含めまして、さまざまな角度からさらに慎重に検討されるべきものであると考えております。

次は、次期長期計画につきましては、県議会や県民の皆様方を初め各界各層の方々の幅広い御提言、御意見を十分お伺いしながら策定を進めてきているところであります。これまで県内外の四千名を超える方々からさまざまな御提言、御意見をいただいております。これらの御提言等につきましては、その内容や実現性などを十分検討した上で計画に反映できるものは反映させるように努めてきたところであります。

先般お示しいたしました次期長期計画案の中におきまして、例えば地域ぐるみで子育てができる環境づくりを目指す「子育て支援ルネッサンス」や、高齢者が社会の担い手として元気に参加できる地域づくりを目指す「ヤング高齢者元気活躍プラン」、また鹿児島の教育的伝統や風土を生かした「地域が育む「かごしまっ子」育成プラン」、ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育てる次世代に引き継ぐための「環境を大切にす県民運動の推進」などに反映させているところであります。今後とも県民の皆様方からの御提言、御意見などもさらにお伺いしながら、この計画づくりに生かしてまいりたいと考えております。

次は、私は常々県政の主役は県民であると申し上げてきておりますが、県民を初め各界各層の方々か

ら幅広く御意見をお聴きしながら県政を進めてまいりますことは、極めて重要であると考えております。このような考え方のもとに、これまで「知事と語るふるさと座談会」や「県政懇話会」などを開催いたしますとともに、「県政モニター」や「知事へのたより」などを通じまして、県民の御意見をお聴きしながら県政への反映に努めてきているところであります。

また、インターネットを活用いたしまして、去る九月一日から県のホームページの中に新たに「知事へのたより」のコーナーを設けまして、県政に対するさまざまな御意見をお聴きしているところであります。

今後とも県の主要施策や県政の動きなどにつきましては、県政かわら版や県政広報番組等を最大限に活用しながら積極的な広報に努めますとともに、いろいろな機会をとらえまして県民の方々の御意見等もお伺いしながら、県民と一体となった県政の推進に努めてまいりたいと考えております。

総務部長（佐々木敦朗君）

身体障害者等に対する自動車税の課税免除台数は、平成十二年十月末現在におきまして、前年度末に比べて四百九十四台ふえまして一万七千十八台、課税免除額は二千六百万円ふえまして六億六千三百万円となっております。年々増加傾向でございます。身体障害者等に対する自動車税の課税免除につきましては、国から示されました基準にのっとりまして、その具体的な障害の程度に応じまして課税免除の基準を設定をしているところでございまして、御指摘のございました重複障害者の取り扱いにつきましては、障害者間に取り扱い上の不均衡が生じないか、慎重に検討する必要があることを御理解いただきたいと存じます。

企画部長（和田正道君）

新幹線の開業に伴います川内 八代間の並行在来線のＪＲ貨物の取り扱いにつきましては、これまで熊本県と一体となりまして、この区間の運行が非電化になった場合の問題や、ＪＲ貨物が支払う線路の使用料などについて、国やＪＲ貨物との協議を行ってきているところでございます。

県といたしましては、この区間が第三セクターによる運行に移行後もＪＲ貨物を運行させたいと考えておりますが、線路使用料の問題もありますので、現在国が創設をすることといたしております線路使用料についての調整措置に関する動向等も見きわめながら、引き続き国やＪＲ貨物との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、川内 八代間の並行在来線の沿線地域の振興についてでございますが、これにつきましてはこれまでも新幹線や南九州西回り自動車道、北薩横断道路、県道阿久根東郷線などの交通基盤の整備を進めますとともに、かごしまブランド産地の指定など、地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興、企業立地の推進など各般の施策を実施してきているところでございます。

先般お示しいたしました次期長期計画案におきましては、新幹線西鹿児島 新八代間の整備促進と早期開業、新幹線駅前広場となります川内駅や出水駅周辺の整備、南九州西回り自動車道や北薩横断道路の整備促進、さらに島原・天草・長島架橋構想の推進などを掲げておりますほか、野菜や果樹の生産など地域の特性を生かした農林水産業の振興、出水のツルや阿久根大島など多彩な資源を生かした観光の振興などを図ることといたしております。

また、出水地域におきましては、自然との触れ合いや体験学習などが行える「北薩摩自然まなびの森」の整備を進めますとともに、災害に強い流域づくりや河川環境の整備などを進める「アクアフロント構想」や、一定規模以上の都市を中心として活力ある中核的な圏域を形成するための「かごしま中核都市

圏構想」を推進することといたしております。県といたしましては、今後とも沿線市町と一体となってこの地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

[桐原琢磨君登壇]

桐原琢磨君

身体障害者の自動車税免除枠拡大については、今回いきなり満足のいく答弁が得られるとは思っていませんでしたから落胆はしておりませんが、今後とも訴え続けていくつもりでございます。

地方分権になりまして、国からの通知に必ずしも縛られる必要はないわけでございますし、また九州内でも福岡県、長崎県、熊本県は既に拡大をしております。財政的に大変厳しいことは理解できますが、課税免除の状況を伺いますと、五万円以上の税額の車も一律免除されています。つまりベンツクラスの高級車も免除されているというわけです。もちろん障害者はベンツに乗るなどということではありませんが、障害の状態など特別な必要性が認められる場合は別として、免除額そのものは最も件数の多い三万九千五百円、このあたりを上限にするとか、所得要件を設定したりする、そうすれば財源捻出は可能ではないかと思えます。検討を要望しておきます。障害や高齢であることのみをもって経済的にも弱者として取り扱うことは、今や見直すべきではないかと思えます。

新幹線は鹿児島県全体が待ち望んでいたものですから、並行在来線の経営も沿線地域の振興も県民全体で取り組むべきものと思えます。対策協議会への参加と第三セクターへの参加は別物だと言っておられる自治体もあると聞きますが、脱衣場までいってそれからあと服を脱いでふるにみんなと一緒に入るかどうかわからんといっているようなもので、大変理解に苦しむのでありますが、県の指導力を発揮され、望ましい形でスタートすることを期待をするものであります。

次に、農業改良普及所の再編については、先日の小幡議員の質問でも触れられましたが、私のおります始良地区でも国分、栗野の両普及所が加治木に統合されるとのことで、特に栗野普及所の管轄である牧園、横川、栗野、吉松の農家の皆さんは大きな衝撃として受けとめられ、私も関係者の皆さんから御要望を受けておりますので、幾つかの声を御紹介いたします。

「農業改良普及所は農家の身近な相談相手であり、農家、農地がより多く存在する地域に残すべき。警察署も事件・事故の多発が予想される場所に置くのが普通で、鹿児島中央警察署を吉野公園あたりに置くことはないだろう」、「この地域は中山間地の農業で、都市近郊型農業とは違うからそれを指導する普及所も町のど真ん中じゃ困る」、「一市、郡に一カ所という基準は余りにも乱暴だ」、「県は鹿児島の農業を本気で考えているのか」、「これまで普及所の熱心な指導で水田の転作作物も今ようやく軌道に乗り始めたところなのに」、「農林、耕地の両事務所との連携というが、この二つはいわばハードを担当し、普及所はソフトだ。性質が違うし、今まで農業経営者の会などにも両者が顔をそろえてきたことはなかったように思う」、「五年前に決まっていたと言いながら、前の農政部長は何も言わなかった。これではやみ討ちにあったようなものだ」。ここまできますと恨みつらみの世界であるかもしれませんが、断っておきますが、これは私が言っておるのではなくて地域の声でございます。

そこで単刀直入にお尋ねいたします。知事のお人柄からしてこんな話を聞くと心が揺れるかもしれませんが、関係市町村の意見など聞いて弾力的に対応する余地があるのか。それとも当初方針を一步も曲げず説得あるのみなのか、ずばりお答えください。

二〇二〇年、我が国の高齢化率は二七・五％という推計もあります。現在の小学生から大学生という世代がそのころ三十歳から四十歳、社会の原動力となっているでしょう。そのときこの人たちが特別なニーズがある人々、障害者、高齢者などにどのような対応をするかは、今彼らが教室の中で見たり聞い

たりすることに左右されるに違いありません。もし教職員が障害児のニーズにこたえるためさまざまな工夫をしたり、支援体制づくりに努力すればそれを子供たちは見て学ぶことができ、未来は希望と優しさで安心して満たされるはずで、またその逆もあり得ます。

このように障害の有無に関係なくすべての子供がともに学ぶ、インクルージョンはまさに未来の社会のあり方とつながっています。代表質問でもこの重要性を訴えましたが、どうも教育長の答弁がそっけないという感じを受けまして、先ほどから脇田教育長のところに何か絞って言っているわけじゃないんですけど、おかしいなと思っていましたら、あとで時間がなくてはしよらざるを得なかったという舞台裏の話を漏れ聞きまして、脇田教育長さぞや不本意であられたらと思います。

要は障害児本人、保護者の希望をかなえ、可能な限り普通学級に受け入れる気持ちがあれば、研究協力者会議の中間報告は現行制度でも実施可能なはずで、就学指導委員会が子供の障害の程度を判断し、市町村教育委員会が就学先を決定していますが、これを弾力的にやればいいのではないですか。大きな流れ、これは変わらないわけでありますから、中間報告だろうと国の動向が未定だろうと、先取りしてよいのではないのでしょうか。障害児を受け入れるとなれば学校のバリアフリー化が不可欠ですが、階段、トイレなどなど私が見た限りまだまだという感じを受けます。今後どのように対処していかれますか。

依然として厳しい雇用情勢、本県の大学生・高校生の就職内定率は過去最低、中高齢者の就職はさらに厳しく、県が雇用創出に向けて昨年に引き続き緊急雇用政労使会議を開催し、文字どおり政労使一体となって取り組みをされておられますことに敬意を表します。県内景気の本格的回復を見ない今、この政労使会議は常設をして、引き続き関係団体のトップが連携して困難な課題に立ち向かうことが重要かと思いますが、いかがでしょうか。

現在仕事がないというだけでなく、突然の解雇や賃金、労働条件をめぐるさまざまなトラブル、育児あるいは介護休業制度の不徹底に加え、労災事故の急増も深刻な問題です。ことしに入って県内の労災の死傷者は前年比二十三人増の一千四百五十二人、このように深刻な問題を抱えながら、本県労働行政は本年四月からほとんどが国の事務となりました。私は県が常に現状と課題を把握し、イニシアチブをとって関係機関、団体と連携して解決を目指すことが県民から望まれているものと思います。

そこで政労使会議を雇用問題にとどまらず解雇、労災を含めた労働問題全般を協議できる場として拡充すべきではないかと思えます。また、各界のトップの皆さんだけでは集まる機会も協議の時間も限られますので、政労使会議のもとに専門部会的なものを設け、実務的・専門的議論も重ねた上で政労使会議に諮り、協議するというシステムをつくるべきかと思えますが、いかがでしょうか。

[知事須賀龍郎君登壇]

知事（須賀龍郎君）

本県の出先機関につきましては、社会・経済情勢の変化などに応じまして、その都度見直しを行ってきているところでありますが、農業改良普及所につきましては、昭和四十一年以来、設置の数や所管区域は基本的に変わっていないところであります。

一方、この間におきます交通・通信手段の飛躍的な発展、日常生活圏域や経済活動圏域の拡大、高度かつ専門的な指導の要請の高まりなど、農業改良普及所を取り巻く環境は大きく変化をしてきておりまして、このために平成七年の行政改革大綱におきまして再編の方向をお示したところであります。

今後、行政改革大綱の計画期間が平成十二年度までとなっておりますことから、今年度内に再編計画を取りまとめたいと考えておるところであります。再編整備に当たりましては、県議会や関係市町村の方々の御意見もお伺いしながら、また私どもの立場からの説明も十分申し上げながら適切に

対応してまいりたいと考えております。

教育長（脇田 稔君）

障害のある児童・生徒の就学先につきましては、市町村教育委員会が就学指導基準をもとに、医師や心理学者等からなります就学指導委員会の判断を参考にして決定することになっておりますが、その際、保護者の意見や児童・生徒の障害の種類・程度、小・中学校の受け入れ体制の整備状況等によりましては通常の学級に受け入れることもあると承知をいたしておりますし、現に受け入れられていることも承知をいたしております。

今回の提言では、今日の実情に合うように就学指導基準そのものを見直すとともに、合理的な理由がある特別な場合、盲・聾・養護学校に就学すべき児童生徒であっても、市町村教育委員会の判断で小・中学校に就学させることができるよう、手続面でも見直すよう求めているところであります。現時点では文部省から具体的な実施方針は示されておきませんが、県としましては、今後の就学指導については、こうした方向も展望しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

障害のある児童・生徒への学校施設面での対応につきましては、設置者である県及び市町村で児童生徒の状況に応じまして、階段の手すり設置や出入り口等のスロープ化、トイレの改修等の対策を適宜講じてきているところであります。また学校は児童・生徒だけでなく学校開放や生涯学習の場として、高齢者や障害のある人を含めた地域住民も利用する公共施設でありますことから、福祉のまちづくりの観点からも今後校舎改築等を行う際には、これらのことにも配慮した施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

商工観光労働部長（迫田 昌君）

「緊急雇用対策政労使会議」は、現下の厳しい雇用情勢に緊急に対応いたしますため、行政と労使の代表者が一堂に会し意見交換等を行い、相互の連携のもとに雇用対策を効果的に推進することを目的として開催するものであります。

また、労働時間短縮や女性労働問題など労働問題全般にわたる意見交換会としては、政労使の責任者や実務者をメンバーとする「中小企業労働福祉推進会議」や「労働問題懇話会」を開催いたしますとともに、雇用問題など個別のテーマにつきましてもそれぞれ政労使による協議会を設置し、共通認識の形成と円滑な労働行政の推進を図っているところであります。

このようなことから、今後とも鹿児島労働局との十分な連携のもとに、雇用情勢の動向や新規学卒者の就職状況等を見きわめながら、必要に応じて政労使会議を開催してまいりたいと考えております。

[桐原琢磨君登壇]

桐原琢磨君

私はことしの七月に根占町立宮田小学校という全校児童二十八人というところに、総合学習の講師に招かれ、バリアフリーのことなどほぼ半日間子供たちと触れ合ってきました。子供たちは前もって障害者施設や老人ホームを訪問して勉強を積み重ねていましたが、子供のときから障害者や高齢者に触れ合うことが教育的にも大きな効果があることを逆に私が教えられたところです。次期長期計画の基本理念は、「共生ネットワークで築く心豊かで活力あふれる「かごしま」」です。教育も当然この理念の生きるものでなければなりません。間違っても盲・聾・養護学校への就学の強制にならないように望みます。

それから、施設のバリアフリー化、これは順次行っていただいておりますので、

引き続き御努力をお願いしたいと思うのですが、トイレでございますが、今日家庭のトイレも洋式化がほとんど普及をいたしております。学校のトイレ、なかなかそのようにはなっていないようでございます。すべてとは言いませんが、せめて一つ二つは洋式があるように御努力をいただきたいと思っております。

昨年一月の横浜市立大学附属病院の患者取り違え事件を初め、最近医療事故が頻繁に報道されるようになりました。次から次に大きな事故が発生し、前の事故を忘れてしまうくらいです。以前もあつたけど表面化しなかつただけではとさえ思いたくなります。先月、県立大島病院でも輸血ミスの事故が発生しましたことは、極めて残念であり、お亡くなりになった方の御冥福を心からお祈りし、御遺族にお悔やみを申し上げます。

先日、朝日新聞に医療事故に関して看護婦さん三人による匿名座談会という特集記事が載っていました。忙し過ぎる医者の仕事に任されて責任もあいまいになるとか、お茶を配りながら血糖値をチェックし、体重と熱もはかる、そんな超多忙なときにミスを犯しやすいとか、チーム体制の意識欠如、看護婦の質の向上の必要性などが言われておりましたが、全体として忙し過ぎるという印象を受けました。

そこで、大島病院の場合も事故の直接原因だけでなく、背景として人手不足やチーム体制上の問題はなかつたのかといった点もしっかり検証いただき、苦しい財政状況であっても人命にはかえられないのですから、足りないところは補ってこそ亡くなった方にも報いることができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

再発防止に向けて「県立病院医療事故防止対策協議会」、そしてリスクマネージャーの設置を決められた迅速な対応を評価したいと思います。それぞれどのような方々がどのような役割を果たされるのか、いまま少し詳しい説明をお願いいたします。

児童虐待防止法の施行に関しましては代表質問でもお尋ねしましたが、私はこの問題に対応する現場がいかにか大変かという話を御紹介し、児童相談所の体制と福祉事務所を含めたチーム体制強化について質問いたします。相談・通告は急増し、中には虐待でない紛らわしいケースもあるのですが、これにもすべて対応はしないといけないわけで大変です。また内容的にも深刻なものが始めているようです。

例えば通告を受け、相談所の職員が児童にも面談、児童の体にも虐待の痕跡を確認し、昼過ぎに児童の家に行き、父親に虐待をやめるように諭しても、「これは虐待ではない、子供のためを思ったしつけなんだ。親が子供をしつけるのに他人様からとやかく言われることはない。帰れ」となかなか言うことを聞いてくれない。最後には、「下っ端では話にならん。上の者を出せ」と言われ、夜になってから上司も出勤、最終的にどんな説得も効果がなく、このまま帰ればもっと深刻な事態が児童の身に降りかかると判断した相談所が、警察官の応援を得て児童を一時保護したとき、時計は翌日の午前三時を回っていたといいます。職員はその日に処理する予定にしていた業務ができなかつたわけですから、翌日以降の仕事にも影響が出るわけです。

これは極端な例としても、今後のケースも似たり寄ったりかと思えます。そうすれば、職員にはただけしい親を説得したり、心を閉ざした子供と接する中で真実を見きわめる、いわばカウンセラー的な専門的知識、経験も求められるはずであります。現在の児童総合相談センターは相談部と療育指導部に分かれています。児童虐待への対応が最も多くなると予想される相談部には、心理技師は二名しか配置されていませんが、事案が同時多発した場合など大丈夫なのか不安を禁じ得ません。もちろん療育指導部に応援を求めることがあっていいと思えますが、こちらも障害児・者の判定相談に対応する従来の業務量に基づいた配置であることを考えると、問題解決には全体として人員配置を含めた体制整備を図るべきだと思います。いかがでしょうか。

また、児童相談所だけに負担がかからないように、例えば通告を受けたらすぐに最寄りの福祉事務所が家族構成や虐待の事実の概要など基礎的情報を収集し、相談所の訪問に同行、相談所が一定の処理を終えた後は経過の観察を受け持つなど、県下に設置された福祉事務所の役割を明確に位置づけるマニュアル化など必要かと思いますが、いかがでしょうか。

障害を持った子供が養護学校から帰ってくる。親が働いている場合、その子が寂しく一人遊びをして親の帰りを待つという情景を想像するとまことに悲しいものがあります。親が家庭にいても、養護学校の中で障害児だけで学んで帰ってきた子に、せめて放課後ぐらい地域の障害のない子供たちと触れ合いを持たせたい。これは障害児の親としてぜいたくな願いでしょうか。そうではないはずで、就学前は保育の場で障害児保育が充実し、親の就労支援にもなり、障害児と健常児がともに触れ合うノーマライゼーションの精神が生きていたのに、それが小学校入学を機に途切れてしまうのでは実にもったいないと思うのであります。

障害児を既存の児童クラブへ受け入れることは障害児にとってだけでなく、健常児の健全育成上も極めて有益だと思えますし、場合によっては障害児だけの児童クラブというものもあっていいと思えます。もちろん障害児の受け入れには施設面の改善や人手もかかり財政的支援が必要になるわけで、このことは六月議会の代表質問で「国に対し補助制度の創設を要望していく」とお答えいただきました。そのことは当然やっていただかなければならないのですが、他県では埼玉県が昭和六十三年から養護学校放課後児童対策事業を実施し、三分の二を補助しており、滋賀県では養護学校の夏季休暇中という限定はあるものの、障害児サマーホリデーサービス事業で二分の一補助をしています。また宮城県仙台市でも昨年同様事業を行っております。

本県では、鹿児島市の障害児の親たちが十一年前「スクラム」という組織を共同運営し今に至っていますが、年間九百六十万円の運営費を自分たちで負担しています。阿久根市ではことしから障害児児童クラブ「ガッツ」の運営を、市の社会福祉協議会に委託する形でスタート、年間四百二十四万円の委託料を市が負担しています。大口市でもことしから市の事業として障害児サマースクールを、手をつなぐ育成会に委託して実施しました。

県もそろそろ腰を上げていいのではないかと思います。その際、既存の児童クラブに障害児を受け入れた場合の補助金の加算と、障害児だけを受け入れる児童クラブができた場合の補助金の創設や基準となる対象児童数の大幅引き下げを図る必要があると思います。国が補助制度を創設したときにはそれに乗ればいいだけのことです。

十一月十五日、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律が施行になりました。いわゆる交通バリアフリー法です。まだ法案が国会に提出される前の段階で、事務方が余り乗り気でなかったころ、当時の川崎二郎運輸大臣が大変な熱意を持って取り組んでいただいたもので、私も社民党の障害議員連絡会の代表として大臣のところに激励を兼ねて要請に伺ったことがあり、法律の成立と施行をことのほか喜んでいる一人であります。

先日、金沢市に行きまして、あの古い町並みの中を低床で車内の床そのものもフラットになっており、車いすの乗降も容易な二十人乗りくらいの小型バス、名前も床のフラットとふらっとでかけるをかけて「ふらっとバス」ですが、外観は優雅な加賀友禅をデザインし、十五分おき運行、どこまで行っても百円、座席は向かい合式で自然と会話が生まれ、地域の人たちの手軽な足として喜ばれている、そんなバスに乗ってきました。

この法律も低床バスの導入など車両等のバリアフリー化や駅などにエレベーター、エスカレーターを設置する交通事業者の義務を定めるほか、市町村には駅などの旅客施設及びその周辺の地区を重点的に

整備すべき地区として指定し、旅客施設、道路、駅前広場等についてバリアフリー化を進める基本構想を定めるよう規定していますが、この重点整備地区の旅客施設は一日の乗降客五千人以上とあります。この基準に見合う施設が県内にそれほどないと思いますが、具体的にどのくらいあるのかお示してください。

また、この基準だけでいきますと、過疎化・高齢化が進んでいて、実は最もバリアフリー化を必要としている地域の整備は取り残されるというおかしな結果になると思うのですが、一日の乗降客五千人未満の施設周辺の整備を進めるための基準は他にないのでしょうか。基本構想が定められた場合、どのような事業が進められ、だれがどのような役割を担うのか、お示してください。

市町村が基本構想を策定するにも、構想に沿った事業を進めるにも財源が必要になりますが、どのような支援策があるのか、お示してください。

昭和四十八年当時、本県の福祉職場 福祉事務所や施設などですが、当時の社会福祉事業法に定める基準の職員も配置されておらず、急いでこれを充足させるため、県では大学で福祉を専攻した人などを中心に、競争試験ではなく選考という方法で採用し、福祉職場への配置をされたのであり、その後、この種の採用は行われていないと聞いております。この方々は福祉をみずからの天職とも思い第一線で本県福祉行政を支えてこられたのでありますが、あれから三十年近くがたち状況も変化しているものと思います。そこでこの福祉専門職という方々が現在何名ほどいて、どのような仕事に従事しておられるのか、お伺いします。

この方々の知識・経験の蓄積は福祉のサービスを受ける人だけでなく、市町村の担当者からも頼りにされていますが、このまま福祉専門職としての採用がない限り、毎年の退職により十年も後にはほとんどいなくなってしまいます。そのときその知識・経験が確実に引き継がれていけば不安はないのですが、今の状況では本県福祉行政に一時的な影響が生じることは避けられないものと思います。福祉という分野はさまざまな制度・仕組みを熟知することに加え、先ほど来申し上げているように、カウンセラー的能力や優しさを持ちながらも人間の表裏を見きわめる力、時には厳しさも求められると思います。そして何よりも福祉に対する情熱が必要です。

福祉の職場の中には、精神的・肉体的苦勞の割には達成感や満足感も得がたい職場もないではありません。そのようなとき、彼、彼女を支えるものは情熱以外の何でありましょう。もちろんすべての職員がそれらを持つべきでしょうが、三年、四年間隔くらいで異動する人たちにこれを求めることは酷ではないでしょうか。介護保険もスタートし、二〇〇二年から福祉は従来の措置から利用に移行します。事業者の側は大学等で福祉を専攻した人材を配置し、社会福祉士を初めとする有資格者が多くなるでしょう。指導を行う県が気おくれするようなことではいけません。また市町村からはいつまでも頼りがいのある存在であり続けてほしいのであります。

そこで、本県には幸い福祉を専攻できる大学もありますし、将来の福祉行政を担う職員を確保するため、福祉に情熱を持ち学問的にも実践的にも経験を積んだ人たちの、年次的に確保・養成するための人事を行う考えはないか、お伺いいたします。

保健福祉部長（矢島鉄也君）

看護体制につきましては、今回の医療法改正で入院患者四人に対し看護婦一人の基準が、入院患者三人に対し看護婦一人に改正されたところでありますが、大島病院におきましては、既に診療報酬点数の看護婦配置の最上位基準である入院患者二人に対し看護婦一人の体制を採用するなど、業務の実態に応

じた適切な人員配置を行っております。

今回の輸血ミスの原因は、血液バックに患者名を明示したシールを張らなかったこと、看護婦が交代した際に相互の連携が不十分で、患者確認が十分になされなかったことなどが挙げられます。

県としては再発防止策として、今後県レベルで各病院長等を構成員とする「県立病院医療事故防止対策協議会」を設置し、現在各病院で設置している「医療事故防止対策委員会」相互の情報の共有化等を図るとともに、医療事故防止対策を具体的に推進する責任者として各病院の病棟、外来、薬剤、検査部門などにリスクマネージャーを配置するなど、事故防止対策の充実を図り、二度とこのようなことが起こらないよう、職員一丸となって最大限の努力を傾注をしまいたいと考えております。

児童総合相談センター等における体制につきましては、これまでも時代とともに変化する児童問題に適切に対処するため、必要な見直しを行ってきたところであり、本年度は児童虐待相談等の業務を行う専門の児童福祉相談員を配置したところであります。

また、福祉事務所におきましては、児童虐待に係る通告の受理機関としての役割を担うとともに、児童総合相談センター等と連携をとりながら、児童虐待の事実調査や関係機関とのケース処遇会議、事後の在宅指導、見守りなどに取り組んでおります。

今後とも、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨等を踏まえ、児童総合相談センター等を中心に関係機関等との連携の強化に努めながら、児童虐待の早期発見及び虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応が図られるようさらに努力をしまいたいと考えております。

放課後児童クラブの障害児の受け入れにつきましては、一部の児童クラブにおいて受け入れてはいるものの、親の就労を条件とする現行の制度上の限界や、障害の種類、重度・軽度等の障害の程度に応じた受け入れ体制、施設整備・人的配置等をどうするかといった課題等もあります。

県としては国において障害児を対象とする放課後児童クラブへの補助制度がないことから、障害児を既存の放課後児童クラブで受け入れた場合の補助制度の創設について、本年八月に九州各県保健医療福祉主管部長会を通じて国に要望をしたところであり、国の動向も見ながら適切に対処をしまいたいと考えております。

福祉の専門職員につきましては、福祉事務所におけるケースワーカーの充足等を図るため、昭和三十五年から昭和四十八年にかけて百十二名の職員を選考試験で採用をいたしました。このうち在職中の九十七名の職員の配置先は福祉事務所に五十三名、福祉施設等に二十九名、本庁の各課に十五名となっており、それぞれ専門的な知識、経験を生かし各職場において業務の中核を担っております。

現在、福祉業務に従事する職員につきましては、幅広い人材の活用を図る観点から競争試験合格者のうち社会福祉主事任用資格を有している者を積極的に活用しているところであります。今後ともできるだけ優秀な人材を競争試験により採用し、幅広い分野を経験させるとともに、定期的な研修等を通じて福祉行政に意欲を持った職員の養成に努めるなど、福祉行政の円滑な推進に努力をしまいたいと考えております。

企画部長（和田正道君）

先月施行されたいわゆる交通バリアフリー法につきましては、市町村はその区域内の一日の利用者数が五千人以上の旅客施設を中心に、当該旅客施設及びその周辺の区域を重点整備地区といたしまして基本構想を作成することができることとされております。県内ではこの要件を満たすのは鉄道駅では西鹿児島駅と伊集院駅の二カ所でございます。鹿児島空港と桜島フェリーターミナルも対象となっております。このほか利用数が五千人以下でございますが、バリアフリー化を優先的に行う必要がある

旅客施設も対象とすることができるとされております。

この基本構想に基づきまして、公共交通事業者や道路管理者、県公安委員会等の関係機関は事業計画を作成し、旅客施設や周辺道路、駅前広場などのバリアフリー化を重点的に推進することとされております。

この法律にかかります支援措置といたしましては、基本構想の作成に対する助成措置がありますほか、それぞれの関係機関が事業計画に基づき実施する事業に対しましては国庫補助制度や低利融資制度、税制の優遇措置等が講ぜられることとされております。

[桐原琢磨君登壇]

桐原琢磨君

あと二十日で二十世紀が終わろうとしています。言うまでもなくこの世紀は戦争の世紀でした。日露戦争に始まり二つの世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争、中東戦争、湾岸戦争、戦争と名のつかない大小さまざまな戦争、いまだに続いているものもあります。この一世紀間の戦争で亡くなった人の数は、それ以前の千九百年間の戦争で亡くなった人の数をはるかに超えることでしょう。

一方、人権というものが明確に認識され始めたのもこの世紀であります。特に障害者の権利が認められ始めた黎明期とも言えるでしょう。かつて慈善活動の対象とされたみすばらしい、そしてかわいそうな障害者たちは、今や雪のゲレンデに舞い、水の中をイルカのように泳ぎ、子供たちがサイン帳を片手に取り囲むパラリンピックのスターであり、テレビのゴールデンタイムに流行のファッションで登場するあこがれのスターに変わったのです。

二十一世紀は強い人も弱い人も、障害がある人もそうでない人も、人間が人間としてさらに尊重される時代にしなければなりません。私もそういった社会の実現に向け努力を続けていくことをお誓いし、質問を終わります。(拍手)